

開発事業の話合い(透明度の高い手続)



◆標識の設置【11条】

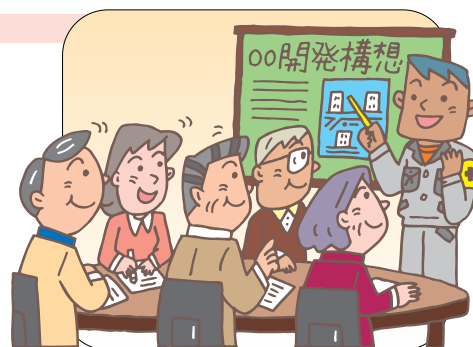
開発事業の構想の段階で予定地に標識が設置され、住民は、開発構想を知ることができます。

住民は、具体的な計画がつけられる前に、開発事業者と話し合いを始めることができます。

◆住民への説明【12条】

住民は、標識が設置されて14日以上経ってから、説明会等により、開発事業者から開発構想の説明を受けることができます。

開発事業者は、近隣住民や自治会に必ず説明する必要があります。また、この開発事業により影響があると思う住民も、説明を受けることができます。



◆要望書の提出【13条】

住民は、説明を受けてから14日以内に、開発事業者に要望書を提出することができます。

期間が足りないときは、市役所に申し出て、21日まで延期できます。

◆特定開発事業計画の策定【14条】

開発事業者は、住民の要望に配慮して、具体的な計画づくりを行います。

要望書を提出した住民は、具体的な計画ができた時に、開発事業者から説明を受けることができます。



◆特定開発事業計画書の提出・縦覧【15条】

開発事業者が具体的な計画（特定開発事業計画）や住民への説明状況を、市役所に提出します。住民は、それを14日間の間縦覧することができます。計画書が提出された日は、標識に記載して、住民にお知らせします。

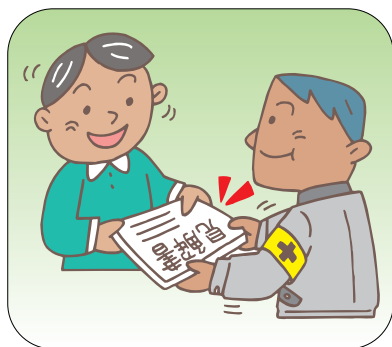
市のホームページでも見ることができます。

◆意見書の提出【16条1項】

具体的な計画を知った住民は、この計画に対して、市役所に意見書を提出することができます。

市役所は、意見書の提出があったとき、開発事業者に送ります。

そのときに、市役所は、開発事業者に対して、意見書の内容について必要な指導・助言をすることができます。



◆見解書の提出【16条3項】

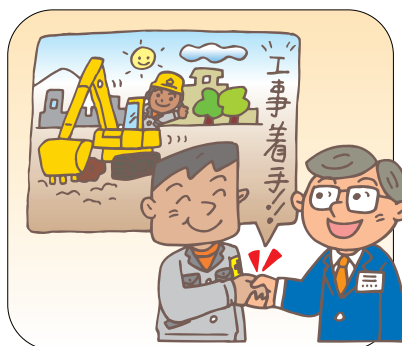
開発事業者は、意見書が送られたときは、意見書の内容や市役所の指導・助言についての見解を、意見書を提出した住民に送ります。また、その写しを市役所に送ります。

◆開発協議【20条】

開発事業者は、公共施設の整備などについて、市役所と協議します。

この協議の内容は、開発ガイドラインに沿って行われます。

地区まちづくりルールを決めている地区では、そのルールへの配慮についても、市役所と協議します。



◆開発協定・工事着手【21条】

開発事業者は、市役所と協議の内容について協定を結びます。このときに、協定を結んだ日を標識に記載して、住民にお知らせします。

市と協定を結んだら、工事に着手することができます。

◆工事協定【26条】

住民は、工事中のトラブルを防ぐため、工事着手前に工事についての協定（工事協定）を開発事業者と結びます。

